

感染症法に基づく「医療措置協定」 締結に向けた事前調査について

令和5年9月
福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

説明内容

1. 医療措置協定の締結について
2. 協定を締結した訪問看護事業所への支援措置について
3. 協定締結に向けた事前調査について

はじめに

- ・新型コロナへの対応において、訪問看護事業所の皆さんには医療提供体制の整備等にご尽力・ご協力を賜り感謝申し上げます。
- ・新型コロナへの対応を踏まえ、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備える」ため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され順次施行されることとなりました。
- ・改正感染症法により、都道府県は感染症予防計画を見直すとともに、**都道府県と訪問看護事業所が、その医療機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。（令和6年4月1日から施行）**

▶今回の調査は感染症予防計画の改定や医療措置協定の締結に向けて、**県内全ての訪問看護事業所の皆さんにご回答をお願いするものです。**ご理解・ご協力についてよろしくお願ひいたします。

1-1. 医療措置協定の締結について

【感染症法の改正概要】

- 都道府県は、平時より、訪問看護事業所と協議を行い、**感染症対応に係る医療措置協定**（①自宅療養者等への医療の提供（訪問看護）、②自宅療養者等への健康観察の対応、③個人防護具の備蓄）を締結することとなりました。

協定を締結した訪問看護事業所は感染症法に基づき以下のとおり指定されます。

第二種協定指定医療機関：自宅療養者等への医療提供を行う訪問看護事業所

- 訪問看護事業所の新型コロナ対応の実績も参考に協定を締結します。

▶ **各訪問看護事業所の状況を確認するため、事前協議（調査）を実施します。**

1-2. 医療措置協定の締結について【改正感染症法】

(医療機関の協定の締結等)

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講すべきもの
 - 二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
 - 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
 - 四 医療措置協定の有効期間
 - 五 医療措置協定に違反した場合の措置
 - 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。
- 3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聞くことができる。
- 4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。
- 5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

医療機関には
訪問看護事業所を
含みます

1-3. 医療措置協定の締結について

【感染症の流行時期を分けた対応】

協定は、新興感染症の対応時期について、「流行初期」および「流行初期以降」と、時期を分けて締結します。

本県では、下記の各時期で、発熱外来医療機関の開設を想定しています。

流行初期

感染症法に基づく、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る**発生の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）**から、**3か月間程度**です。

流行初期については、新型コロナ発生の約1年後（2020年12月）の患者数の規模に前倒しで対応できる体制の確保を目指すこととされています。

⇒本県の場合：発熱外来 250医療機関程度、自宅療養者への訪問看護（対応可能な事業所）

流行初期以降

発生の公表後6か月程度を目標とします。順次速やかに全ての協定締結医療機関での対応を目指すこととし、流行初期以降は、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされています。

⇒本県の場合：発熱外来 350医療機関程度、自宅療養者への訪問看護 30事業所程度

▶ 事前調査においても、時期を分けて対応を回答いただきます。

1-4. 医療措置協定の締結について

【感染症の流行時期を分けた対応】

協定は、新興感染症の対応時期について、「流行初期」および「流行初期以降」と、時期を分けて締結します。

本県では、下記の各時期で、発熱外来医療機関の開設を想定しています。

新興感染症の発生		発生初期	新興感染症への位置づけの公表	流行初期	流行初期以降
				医療措置協定	
	発生から公表まで			公表後 1 週間から 3 か月まで	
想定 (新型コロナ時)	—			新型コロナ発生の約 1 年後 (R2冬) の患者数の規模	新型コロナ対応で確保した 最大値の体制
医療体制 (新興感染症)	感染症指定医療機関			発熱外来：250 医療機関程度 訪問看護：対応可能な事業所	発熱外来：350 医療機関程度 訪問看護：30 事業所程度

【対応医療機関】

- 感染症指定医療機関
- 流行初期医療確保措置の協定締結医療機関
- すべての協定締結医療機関

▶ 事前調査においても、時期を分けて対応を回答いただきます。

2. 協定を締結した訪問看護事業所への支援措置について

○厚生労働省において検討中の支援策

- ①平時より感染症対策に係る設備整備に要する費用補助
- ②平時より個人防護具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助
- ③新型コロナ対応時の病床確保料のような補助 等

▶ 上記は国にて検討中のため、決まり次第、速やかに情報提供を行います。

3. 協定締結に向けた事前調査について

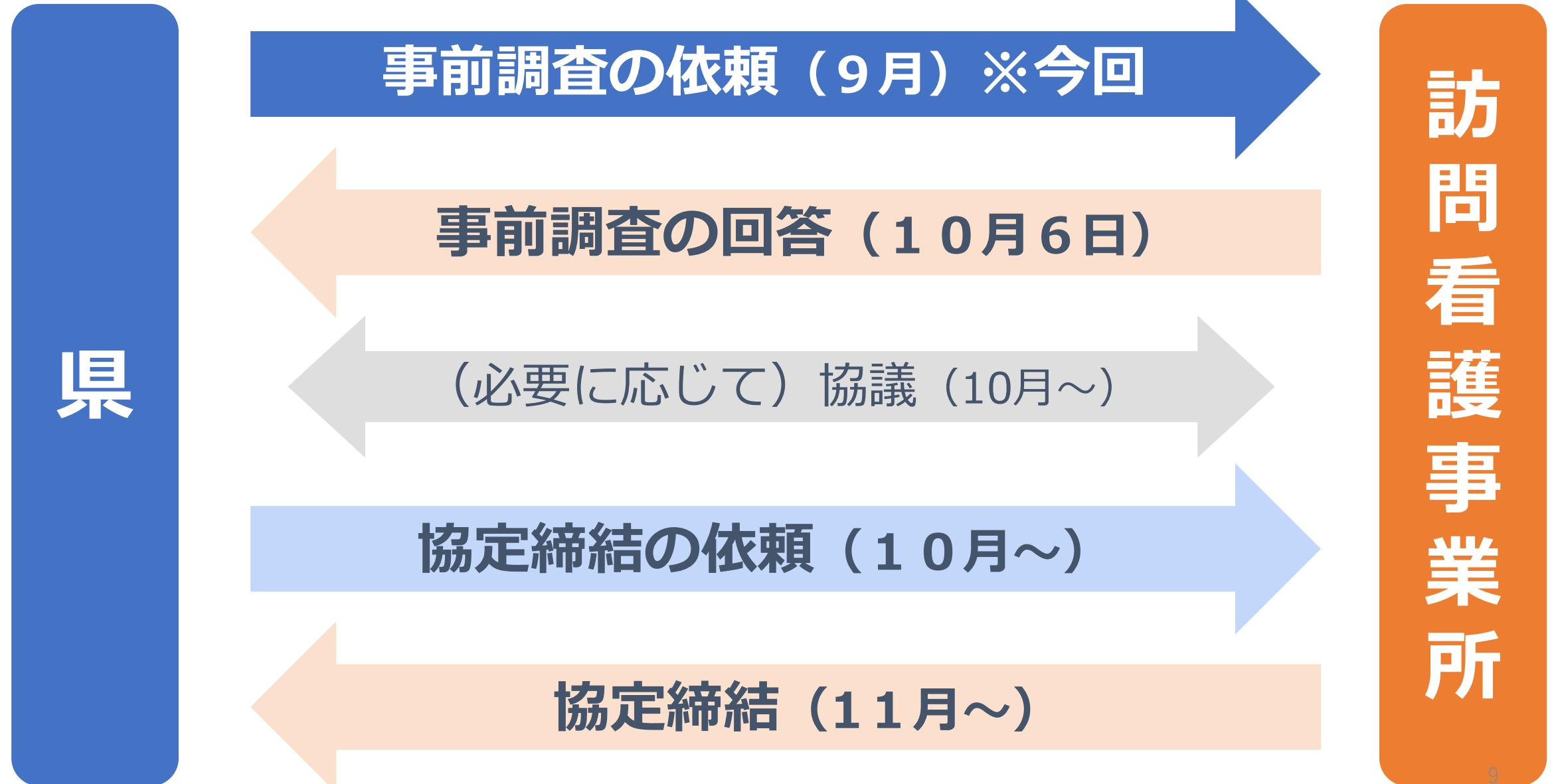
【調査内容】

- ・ 感染症法の規定に基づく協定の締結に向けて、協定事項となる3項目
(①自宅療養者等への医療の提供（訪問看護）、②自宅療養者等への健康観察の対応、
③個人防護具の備蓄) にご回答ください。
- ・ なお、新型コロナ対応において、様々な変化にその都度対応してきた実績を踏まえ、**新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこと**とされており、貴事業所の新型コロナ対応の実績（最大値の体制）を参考にご回答ください。
- ・ 今後の協定締結を念頭に、現時点での見込数等についてご回答ください。

▶ 本調査による回答を参考に協定締結を協議する予定です。

(※) 本回答によって協定の内容が確定するものではありません。

3-2. 協定締結に向けた事前調査について



おわりに（事務連絡）

事前調査にかかる説明は以上です。

改正感染症法に基づく新興感染症発生・まん延時の迅速かつ的確な医療提供体制の整備に
向けて、本調査は県内全ての訪問看護事業所に回答をお願いしております。

貴事業所におかれましても、ご多用の中恐縮ですが、回答期限（令和5年10月6日）
までに回答をいただきますようお願いいたします。

回答送付の際には、回答内容に漏れがないかご確認いただき、
Excelデータを原則メールにてご提出ください。

ご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。
※メールでのお問い合わせにご協力ください。

連絡先：健康福祉部健康医療局保健予防課

メール：iryousochi@pref.fukui.lg.jp

FAX：0776-20-0772

調査票等は県HPからダウンロード可能です。

これまでのQ & Aも公開しています。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/iryousochi.html>

